令和6年度 地域循環共生圏づくり支援体制 構築事業参加団体の公募について (公募要領)

令和6年1月16日 環境省大臣官房地域政策課

I. 公募について

1. 公募目的

「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことを掲げています。

その中で、各地域が地域の活力を最大限に発揮しながら、持続可能な自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合い、環境・経済・社会を 統合的に向上させる「地域循環共生圏」の創造という概念を新たに打ち出しました。

これを踏まえ、令和5年度まで、地域循環共生圏づくりに取り組む団体に対して、環境パートナーシップオフィス(地方環境事務所等と中間支援組織が各地で共同運営している協働取組の拠点。以下、「EPO」という)等が中間支援を行い、地域循環共生圏づくりを推進してきました。令和6年度からは、各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とした「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」という。)」を実施します。

共生圏づくり支援体制構築事業は、各地域における地域循環共生圏づくりを強力に推進するため、本公募要領の元に、各地域において地域循環共生圏づくりに取り組む団体と、その団体への中間支援を行う主体を募集します。

※本公募は、令和6年度予算の成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

2. 公募対象

公募の対象は、地域循環共生圏づくりに取り組む地方公共団体、民間団体又は協議会(以下、「活動団体」という。)及び活動団体に対して地域循環共生圏づくりの中間支援を行う団体等(以下、「中間支援主体」という。)とし、活動団体及び中間支援主体は共同で応募申請書を作成した上で、申請者は中間支援主体とします。

また、中間支援主体が複数団体の連携となる場合については、代表団体が申請する形で対象とします。

※活動団体と中間支援主体のセットが、本事業の「参加団体」となります。なお、

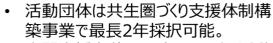
- 活動団体と中間支援主体の担い手が、実質的に同一であると考えられる場合は、 採択は認められません。(例:活動団体が協議会であり、その事務局と中間支援 主体の担い手が同一である場合)
- ※本事業における中間支援とは、地域循環共生圏づくりを進めようと考えている団体に対して、地域循環共生圏の考え方に基づき、資源連結、プロセス支援、変革促進、問題解決提示等の中間支援機能(詳しくは7. (2)参照)を発揮することで、パートナーシップによって地域循環共生圏づくりを推進することを指します。
- ※中間支援主体は以下に同意することが参加要件となります。
 - ・中間支援主体の担当者は、地域循環共生圏づくりの考え方を理解し、その考え 方に基づく中間支援機能を、各地域の、地方環境事務所等及UEPO等(以下、「 地方支援事務局」という。)からの支援により身に付けること。
 - ・中間支援主体の担当者は、地域の活性化を目的に、事業期間(最長3年間。毎年継続審査あり)中は活動団体に伴走をすること。
 - ・中間支援主体の担当者は、活動団体への伴走を責任を持って実施するため、 事業期間中は部署異動しない、もしくは、部署異動しても同担当者が伴走を継続する/別の担当者に着実に引き継いで伴走を継続すること。また、異動の可能 性がある場合は副担当を原則配置すること。
 - ・中間支援主体の担当者は、本事業終了後も、地域循環共生圏づくりを推進するための中間支援主体として活動すること。また、事業終了後、環境省等がフォローアップ調査(その後の事業の広がりや進捗を把握するためのヒアリング、アンケート調査等)、成果取りまとめ(事実確認等)を実施する際には、協力すること。
- ※なお、本事業にて取り組んでいただく具体的な内容は、7. に記載しております ので、必ず参照ください。
- ※再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会構築のみを想定している場合には、 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」等の エネルギー対策特別会計による補助事業の活用をご検討ください。
 - (参考) https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html
- ※令和5年度まで実施されていた「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」(以下、「PF事業」という。)に採択されていた活動団体については、上記公募形態を満たせば継続申請は可能ですが、活動団体としての採択期間(最長3年)は通算されます(詳しくは下図参照)。

【ケース1】



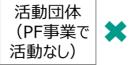


中間支援主体



• 中間支援主体は、3年目は別の活動 団体と応募する形で最長3年採択可 能。

【ケース2】





中間支援主体



活動団体、中間支援主体共に共生圏 づくり支援体制構築事業で最長3年 採択可能。

【ケース3】





中間支援主体 (PF事業で活動) ケース2と同じ。中間支援主体として共 生圏づくり支援体制構築事業に参加す ることは、活動団体として参加することと 取組内容が異なることから、中間支援 主体についてPF事業の活動年数は問 わない。

3. 審査

提出された応募書類等を基に各地方環境事務所等(北海道、東北、関東、中部、近 畿、中国四国、四国、九州、沖縄奄美)ごと*に以下の審査を行い、ふさわしいと考え られる参加団体を、各地方環境事務所等につき3件程度選定する予定です。詳細な審 査方法等は以下のとおりです(審査は非公開)。なお、応募から本審査までの間に、必 要に応じて応募団体(中間支援主体及び活動団体の候補)へ地方支援事務局がヒアリング等 を行う場合があります。ヒアリングを円滑なものにするため、必要に応じ、応募書類をEPO 等に共有いたします。

(※各地方環境事務所の所管する都道府県)

北海道地方環境事務所:北海道

東北地方環境事務所:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 関東地方環境事務所:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

中部地方環境事務所:富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、

三重県

近畿地方環境事務所:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国四国地方環境事務所:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 中国四国地方環境事務所 四国事務所:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州地方環境事務所:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県(奄美群島の各地方公共団体を除く。)

九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所: 鹿児島県(奄美群島の各地方公 共団体に限る)、沖縄県

(1) 書類審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入誤り(書式・活動内容等)や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

(2) 本審査

書類審査を通過した応募について、各地方環境事務所等が設置する審査委員会において、「参加団体の公募に係る応募書類審査(本審査)の手順について」【別添1】及び「参加団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査します。

(3)参加団体の決定

参加団体の採否の決定は、審査委員会による審査を基に行います。決定に当たっては、 審査結果や予算の都合等により、選定された参加団体の取組内容を一部変更することがあります。なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、 内容の重複部分の費用計上はできません。

事業実施期間については、原則単年度とします。

4. 選定における審査項目

参加団体の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

- (1) 書類審査における審査項目
 - ・必要な内容が記載されているか。
 - ・必要書類が添付されているか。

(2) 審査委員会における審査項目

- ① 活動団体の活動内容
 - ・地域の現状と課題が適切に把握されているか。地域の資源が、持続可能に活用できる 資源量(ポテンシャル)も含めて把握できているか。
 - ・地域循環共生圏の構築を通じてありたい地域の姿やそれを目指す動機が、上記 の地域課題等を踏まえ、地域循環共生圏の概念に沿った適切なものとなってい るか。

② 活動団体の実施体制

・地域プラットフォーム(詳しくは7.参照)の構築に向けて、新しいステーク ホルダーを受け入れる予定があるか。地域プラットフォームに参画する又は活 動団体が新たに参画を呼びかける予定のステークホルダーについて、その役割 は適切か、また、地域プラットフォーム全体で見てセクターや分野の多様性が あるか。活動団体が地方公共団体でない場合、活動団体と地方公共団体とが適 切に連携できる体制を構築できる見込みがあるか。

- ・活動団体内で本活動を適切に実施できる体制が整備されているか。
- ・本事業における活動スケジュールは適切か。
- ③ 活動団体が地域プラットフォームで実現したいローカルSDGs事業
 - ・実現したいローカルSDGs事業(詳しくは7.参照)の実現可能性について、適切に検討がなされているか。経済的・社会的な持続可能性があるか。
 - ・ローカルSDGs事業によって実現したい変化が、地域の環境・経済・社会にメリットがあるものとなっているか。
 - ・当該事業の効果を計測するための指標は適切か。
- ④ 中間支援主体の支援計画の内容
 - ・中間支援主体が、活動団体の取組の現状と、取組を進める上での課題を適切に 把握できているか。
 - ・課題に対しての見立て及び支援(打ち手)の内容が、地域循環共生圏の概念に沿った適切なものとなっているか。
 - ・支援計画のスケジュールは適切か。
- ⑤ 中間支援主体の支援体制
 - ・中間支援機能を獲得し、それを活かして地域循環共生圏づくりの支援を継続・ 展開していけるか。
 - ・事業期間(最長3年)中、中間支援主体が活動団体を支援し続けることができる 体制が整備されているか。

5. 公募説明会

本事業の公募説明会を、令和6年1月19日(金)にオンラインにて開催します。また、後日YouTubeにてアーカイブ配信を行います。応募団体(中間支援主体及び活動団体の候補)の主たる担当者につきましては、公募説明会に参加又は公募説明会のアーカイブ動画を視聴し、事業内容の把握をお願いいたします。アドレスについては下記の環境省ホームページのURLより御覧ください。

(https://www.env.go.jp/press/press_02641.html)

6. 応募方法等

(1) 応募方法

公募期間内に、応募に必要な書類を電子メールにより提出してください。

(2) 公募期間

令和6年1月16日(火)から令和6年2月14日(水)17:00まで(必着)

- (3) 応募に必要な書類
 - ① 応募申請書【様式1】
 - ・中間支援主体又は活動団体が地方公共団体以外の場合は、定款や規約等、それぞ

れの組織の概要が分かる説明資料等を添付してください。なお、押印は不要ですが、 文書の真正性を確保するため、申請書作成・提出に係る責任者及び担当者の氏名、 連絡先等を必ず明記してください。選定結果は記載された中間支援主体の連絡 先にお送りします。

- ② 地域循環共生圏づくり支援体制構築活動計画書【様式2】
 - ・環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等、現状や課題の把握に 使用した資料を添付してください。

【地域経済循環分析】

(https://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html)

③ R6予算書【様式3】

(4) 提出方法等

①提出方法

電子ファイル (PDF形式) により、電子メール※で送信してください。電子メールの件名には「令和6年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業参加団体の応募書類」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。送信日の翌々営業日11時までに受信連絡メールが届かない場合は、再度電子メールにてご連絡ください。

※電子メール1通のデータ上限は10MB(必要に応じ分割すること)

②提出先 sokan-keikaku@env.go.jp

(5) 提出における留意事項

理由の如何によらず、応募書類が提出期限内に提出先に現に届かなかった場合は、 審査の対象とはしません。また、郵送・来訪等による提出は期限内であっても受け 取りません。

必ず、今年度の様式に記載してください。

- (6) 応募に関する質問の受付及び回答
 - ① 受付先

環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圈推進室

E-Mail: sokan-keikaku@env.go.jp

② 受付方法

電子メールにて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メールの件名は、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業公募に関する質問」としてください。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属(部署)、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

③ 受付期間

令和6年2月5日(月)まで

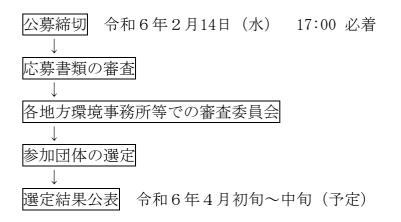
④ 回答

令和6年2月7日(水)17時までに、電子メールにより行います。

(7) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。

書類審査を通過した者を審査するため、各地方環境事務所等での審査委員会を開催 します。



7. 採択後の取組内容、事業予算等

地域循環共生圏とは、自立した地域を日本全国各地で形成しつつ、その自立した地域 同士がつながり合い、人・モノ・資金・情報など様々な資源が有機的に行き来するネットワークを構築することで、日本全体も持続可能な社会にしていこうという考え方です。 その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地 上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活 用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。

ここでいう「自立した地域」とは、地域にある課題を主体的に解決し続けられる地域、そうした地域づくりの活動を持続できる地域のことを指しています。その実現のためには、地域を構成する多様な人々がそれぞれの立場や役割から主体的に地域づくりに参加する(=①主体性)、環境側面から地域の環境・社会・経済を統合的に良くしていく(=②地域課題の同時解決)、地域内外における人と人とのパートナーシップを拡大する(=③協働性)、という地域循環共生圏の三原則が必須です。このとき、地域の関係者から話を聞くことで見つけた課題や、地域がどのような姿でありたいかというビジョンを持ち寄り、共有、議論する場としての「地域プラットフォーム」と、そこから生み出される「ローカルSDGs事業」(地域資源を活用して環境・社会・経済を良くしていく事業)が重要な役割を果たします。これら「ローカルSDGs事業」を生み出し続ける「地域プラットフォーム」の形成にあたっては、中間支援機能の発揮が不可欠であり、今後、地域循環共生圏を日本全国に広げていくため、「地域プラットフォーム」を作るための取組(=活動団体の取組)と、その取組への中間支援(=中間支援主体の取組)を、本事業を通じて実施していただきます。

- ●第5次環境基本計画(2018年4月17日)にはじめて位置づけられた概念。
- ●地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業 (ローカルSDGs事業) を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。
- ●その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上 資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し 、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
- ●地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済 課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言う。



(1)活動団体の取組内容(地域循環共生圏づくり)

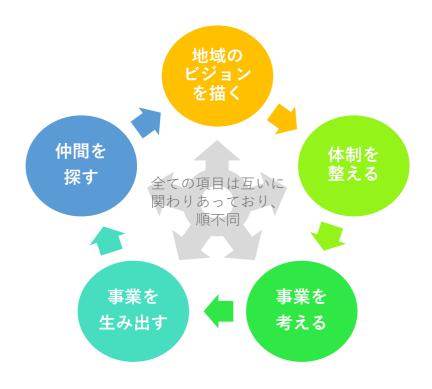
地域プラットフォームを作るため、活動団体には具体的には、

- ① 仲間を探す:地域の人の話を聞きに行くことで仲間をつくり、地域課題や資源を発掘する
- ② 地域のビジョンを描く:地域の資源や課題とビジョンの構造を明確化し、地域のコンセプトを描く
- ③ 体制を整える:地域プラットフォームの機能や役割を整理し、事務局機能を設ける
- ④ 事業を考える・生み出す:地域のビジョンを実現するためのローカルSDGs事業を考えるとともに、事業実施主体を発掘し、実施主体が事業を実施するのを応援する

といった取組を実施していただきます(詳しくは「地域循環共生圏創造の手引き」 【別添3】のP9~13参照。なお、上記取組と手引きで使用している用語等に異なる部分がありますが、趣旨は同様となっており、手引きは今後、上記取組にあわせて改訂予定です)。以上の取組を行った結果として、地域の人々のパートナーシップが拡大し、地域の人々が主体的に活動することを促し、新しい取組や事業が生み続けられる状態となることを目指します。活動団体がこのような取組を実施することにより、活動団体のメンバーを中心とした地域プラットフォームの運営チームが、地域で活躍いただけるようになることを期待します。

また、活動団体が地域プラットフォームの構築・運営に取り組むにあたっては、

関係者との調整、会議運営、人材育成、構想策定を通じた課題整理・協働取組、事業発掘等の各過程に応じた中間支援を中間支援主体が実施します(詳しくは(3)②参照)。



(2) 中間支援主体の取組内容(地域循環共生圏づくりの中間支援)

活動団体が地域プラットフォームの構築・運営に取り組むに当たり、中間支援主体には、上述の①~④の各過程に応じて、活動団体が行う関係者との調整、会議運営、人材育成、構想策定を通じた課題整理・協働取組、事業発掘等に対して、中間支援を行っていただきます。

活動団体への中間支援は、地方支援事務局の助言を受けながら実施していただきます。 具体的には、「月1回以上の連絡調整を基盤とした、様々な形態での中間支援」に向けて、 活動団体の取組をより加速させるための見立てと打ち手を中間支援主体が地方支援事 務局の助言を受けながら検討し、中間支援主体から活動団体への支援を実施していた だきます。

このように活動団体を中間支援するなかで、地域循環共生圏づくりの考え方に基づく中間支援機能(以下の「チェンジ・エージェント機能」)や、機能を発揮するための具体的なアクション(以下の「アクション」)について、中間支援主体が実践を通じて理解・習得し、地域循環共生圏づくりの中間支援を実施できるようになることを期待します。

チェンジ・エージェント機能	内容
変革促進	取組の停滞を打破したり、円滑化するため、やり方を工夫したり、変化させる
プロセス支援	関係者の納得度合いや先を見越したステップの確認など
資源連結	情報提供・資金調達・人材紹介・他地域の事例や人材の紹介など
問題解決提示	取組の停滞や促進を妨げている課題に対する対策の提案など

アクション	内容
情報提供•収集	活動の活性化に関わる多様な情報の収集・提供を行う
相談・コンサルティング	運営マネジメントに係る広範な相談に対し、助言等を行う
人材育成支援	市民活動団体スタッフや市民のスキル向上等を図る
資金調達支援	組織の立ち上げや運営に係る資金調達の助言等を行う
ネットワーク形成支援	あるテーマについて複数の団体の交流、連携を促進する
政策提案	社会課題とその解決策について政策提言・提案を行う

『環境保全からの政策協働ガイド〜協働をすすめたい行政職員にむけて〜』より https://www.geoc.jp/content/files/japanese/2018/02/seisakukyoudo_guide2017.pdf

(3) 予算等について

活動団体と中間支援主体が活動に取り組むに当たり、共生圏づくり支援体制構築事業の請負者(以下、「請負者」という。)と協定を締結の上実施していただきます。予算については、参加団体(=中間支援主体及び活動団体合計)で、200万円(税込、採択1~2年目)、400万円(税込、採択3年目)を上限として、原則申請時に提出いただく予算書※に基づき、請負者が、中間支援主体及び活動団体の取組に要したそれぞれの経費(参加団体経費)を負担します(上限額は活動団体の採択年数に準拠)。

経費の種目については、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体となる場合、常勤職員の賃金及び共済費等は対象となりません。また、5万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。また、ここに示した対象経費に合致する場合であっても、支出目的が事業の目的に合致しないと判断される場合には、対象とならないことがあります。

※予算変更は事業期間中においても各地方支援事務局までご相談ください。

なお、地域の実情に応じた地域循環共生圏づくり、支援のあり方や効果を測る指標等の 検討を実践的に行うため、以下に掲げる内容への対応及び資料の提出を必須とします。

① 「地域循環共生圏創造の手引き」【別添3】を参考に地域プラットフォームの 構築・運営に取り組むとともに、取組の成果報告として、以下の成果物を提出し ていただきます。

○活動団体

- 1. 確定版の年度当初活動計画・予算書、年間スケジュール+3カ年状態目標 (年度当初のヒアリング(以下②参照)時から中間支援主体と内容を検討し、 キックオフミーティング(以下③参照)時に提出)
- 2. 月次活動報告書(毎月提出)
- 3. 地域の構想を書き示したコンセプトペーパー(通称「マンダラ」、年度末に 提出)
- 4. ステークホルダーマップ (掲載者の了承を得たもの、年度末に提出)
- 5. 地域の構想の核となる事業の概要 (3つ以内) (事業のタネシート、年度末に提出)

○中間支援主体

- 6. 確定版の年度当初支援計画・予算書 (年度当初の打合せ(以下②参照)時から地方支援事務局と内容を検討し、中間支援主体のキックオフミーティング時(以下③参照)に提出)
- 7. 月次活動報告書(毎月提出)
- 8. 中間支援振り返りシート(どういう見立てで、どのような支援(打ち手)を 行い、その効果があったかどうか。活動団体への支援を通じて自らの中間支 援機能がどのように強化されたか。)(年度末に提出)

活動団体の成果物3~5は、中間共有会(9月~11月頃(予定))において、 進捗状況の報告(作成中の成果物の案の提出)を行っていただき、令和7年2月 初旬~中旬頃に提出いただきます。

中間支援主体の成果物8については、令和7年2月初旬~中旬頃に提出いただきます。

また、必要に応じて取組実施期間中に数回程度、資料の提出を求める場合があります。

なお、各様式については、別途指示します。

② 年度当初、地方支援事務局が中間支援主体に対して、年間の支援目標及び支援計画等について打合せを行います。その結果を踏まえて、中間支援主体が活動団体に対して、活動団体の活動目標及び年間計画等、今後の支援に必要と思われる事項についてヒアリングするとともに、活動計画の打合せを行います。これらの打合せや、選定時の有識者からのコメント等を踏まえて、活動団体の活動計画、中間支援主体の支援計画をそれぞれ修正し、修正版の計画をそれぞれのキックオフミーティングの発表資料等に反映して提出いただき、その資料を確定版の計画とみなします。なお、本事業の取組を進める中で、計画の内容が発展的に変更されていくことを推奨しています。その際に、年度当初に作成した計画の文章等を修正する必要はありません。

また、取組の各過程に応じた伴走のため、事業期間中は、活動団体には中間支

援主体から、中間支援主体には地方支援事務局から、適宜打合せ等の連絡をいた します。月に一回の連絡調整を基盤とした、様々な形態での支援として、コミュ ニケーションをとってください。

③ 以下の予定されている会議へ出席していただきます。

○活動団体

- ・キックオフミーティング(1回、各地方環境事務所等の管轄エリア内、1日程度、 6月頃予定)
- ・中間共有会(1回、各地方環境事務所等の管轄エリア内、2日程度、9月~11月 頃予定)

○中間支援主体

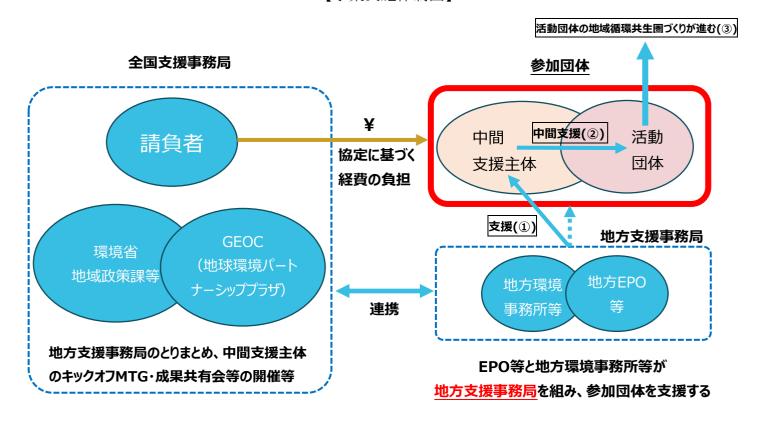
- ・キックオフミーティング (2回。うち1回は活動団体のキックオフミーティング への同席。残り1回はオンライン、2日程度、5月頃予定。)
- ・活動団体の中間共有会への同席(1回、各地方環境事務所等の管轄エリア内、2 日程度、9月~11月頃予定)
- ・成果共有会(1回、都内、2日程度、2月頃予定)
- ※オンライン開催に変更する場合がございます。
- ※上記イベントにかかる旅費・宿泊費については、参加団体経費から支出して下さい。
- ④ 活動団体は、活動地域において地域プラットフォーム関係者が方向性を共有することが重要であるため、本事業の取組の一つとして、ステークホルダーや地域の人との意見交換によって、①地域課題の共有、②地域の目指すものの共有、③事業計画のブラッシュアップ、等の意見交換を図るためのステークホルダーミーティングを1回以上開催してください。時期については7月~翌年2月頃を想定しています。

中間支援主体は、ステークホルダーミーティングの計画・準備に関し、伴走をしてください。

- ※上記の内容に合致するのであれば、活動団体による他の会議に当てはめても問題ありません。会議の名称も変更可能です。
- ※本会議の開催に要する経費は、本事業の取組の一環として、参加団体経費から 支出して下さい。
- ※傍聴者として、環境省、EPO、請負者等が参加する場合がございます。
- ⑤ 参加団体には、地域循環共生圏づくりに関わる主体として、産官学民連携を促す オンラインSDGsプラットフォームであるPlatform Clover(以下、「プラットフォームクローバー」という。)への登録を行い、地域循環共生圏のコミュニティへの参加と、取組についての発信を少なくとも1回以上行っていただきます。
 - ※プラットフォームクローバー: https://platform-clover.net/
- ⑥ 参加団体には、卒業団体のフォローアップ調査へご協力いただきます。本事業への参 加期間が終わった後に、その後の活動状況を調査させていただく卒業団体のフォローア

ップ調査を行うことがあります。当該調査の結果を元に本事業の改善方策と過年度事業 参加団体への継続的な支援内容を検討することや、地域内での参加団体と地方支援事務 局との継続的な関係性の維持・構築、情報交換の場づくりも目的としていますので、本 調査への協力の連絡があった際はご協力をお願いします。

【事業実施体制図】



- ・参加団体(活動団体及び中間支援主体)が活動の主体。(地方支援事務局(地方環境事務所等及び地方EPO等)との主たる窓口は中間支援主体。)
- ・地方支援事務局が主に①中間支援主体を支援し、②中間支援主体が活動団体を中間支援することで、③活動団体の地域循環共生圏づくりを推進する。
 - ※地方支援事務局は必要に応じて、参加団体全体を支援することもあり得る。
- ・活動経費については、参加団体に対して支払われ※、参加団体内部の処理において中間支援経費と活動経費が賄われる。
 - ※資金の受け取り手は、参加団体内部で協議の上、中間支援主体又は活動団体のどちらか一方 に決めていただく。
- ・本事業での支援期間(最長3年)を通して、特定の課題や地域に応じた、地域循環共生圏づくりの中間支援主体が育成される状態と、活動団体の地域循環共生圏づくりが進む状態が、目指す姿。
 - ※環境パートナーシップオフィス (EPO) 及び地球環境パートナーシッププラザ (GEOC) については、以下をご参照ください。

(http://www.env.go.jp/policy/post_156.html)

Ⅱ. 留意事項等

1. 事業開始

選定された参加団体は、請負者と協定を締結の上取組を行うことになるため、参加団体の 取組実施により請負者が負担する経費の執行は環境省と請負者の契約日以降に可能となりま す。契約日は現時点で4月上旬を想定しています。

2. 事業完了日

参加団体としての事業完了日は、請負者との協定に基づく指定日となります。

3. 留意点

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 応募書類の取扱

提出された応募書類については、応募者に無断で、応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。